

福山市「健康生活応援店」認証事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は「福山市健康増進計画」に基づき、市民の健康づくり実践の支援等を行う店舗等を認証し、健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る「健康生活応援店」推進事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「健康生活応援店」とは、福山市内に所在し、禁煙支援、食生活、運動実践等の支援に取り組んでいる店舗等をいう。

（認証基準）

第3条 「健康生活応援店」の認証基準は、別表に定める基準に該当し、かつ、県民への適切な健康づくり実践の支援等が行われていることとする。

（認証の申込み）

第4条 健康生活応援店の認証を希望する店舗等は、健康生活応援店認証申込書（別紙様式1または別紙様式2）を保健福祉局保健部健康推進課（以下「健康推進課」という。）に提出する。

（認証及びステッカー交付）

第5条 健康推進課は、届出内容を審査の上、当該届出を行った店舗等を「健康生活応援店」として認証し、ステッカーを交付する。

（変更の届出）

第6条 健康生活応援店の認証を受けた店舗等（以下「認証店」という。）は、届出変更に変更があった場合は、変更届（別紙様式3）を健康推進課に提出する。

（認証の取消し）

第7条 認証店は、認証を辞退したいときは、辞退届（別紙様式4）を健康推進課に届け出る。なお、健康推進課は、申込みの内容が虚偽であった場合や市民からの苦情等により、認証が適当でないと判断したとき、又は認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、認証を取り消し、ステッカーを返却させることができる。

（認証店の公表）

第8条 健康推進課は福山市のホームページで認証店名及び認証内容を公表する。

（管理）

第9条 健康推進課は、認証店の認証内容に変更が生じていないか、必要に応じて認証店に対して文書

等で確認することができる。

(指導・助言)

第10条 健康推進課は、相談窓口を設置し、店舗等に対して栄養成分表示や健康づくり実践支援の実施方法等について助言指導を行う。

(協力)

第11条 健康推進課は、当該認証店等と協力して健康づくりのためのサービスや情報提供を行う。

附 則

この要領は、平成15年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、2021年（令和3年）8月20日から施行する。